

6-1 課税状況

(1) 課税状況(合計分)

区 分	人 員		金 額	
		人		千円
取得財産価額(本年分)	外	-	外	-
		47,457		217,144,687
配偶者控除額		1,880		26,541,805
基礎、特別控除額		47,306		107,986,264
基礎、特別控除後の課税価格		40,524		83,852,031
贈与税額	実	40,523		17,343,380
外国税額控除		1		156
外国税額控除後の額	実	40,523		17,343,225
農地等納税猶予額		5		23,878
株式等納税猶予額		5		110,231
納付税額	実	40,520		17,209,115
災害減税法第4条による免除税額		-		-

調査対象等：平成23年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）について、平成24年6月30日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 外書は災害減税法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。  
 2 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。

課税状況(暦年課税分)

区 分	人 員		金 額	
		人		千円
取得財産価額(本年分)		41,911		141,636,474
配偶者控除額		1,880		26,541,805
基礎控除額		41,911		46,102,100
基礎控除後の課税価格		40,105		70,227,982
贈与税額		40,098		14,618,571
外国税額控除		1		156
外国税額控除後の額		40,098		14,618,415

課税状況(相續時精算課税分)

区 分	人 員		金 額	
		人		千円
取得財産価額(本年分)		5,749		75,508,212
特別控除額		5,592		61,884,164
特別控除額後の課税価格		443		13,624,049
贈与税額		443		2,724,810
外国税額控除		-		-
外国税額控除後の額		443		2,724,810

(参考) 住宅取得等資金の非課税制度の状況

区 分	人 員		金 額	
		人		千円
住宅取得等資金の金額	実	14,169	内	112,123,386
				122,157,856

調査対象等：平成23年中に財産の贈与を受けた者について、平成24年6月30日までの申告又は処理（更正、決定等）による事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 「人員」欄の「実」は実人員を、「金額」欄の「内」は非課税の適用を受けた金額を示す。

(2) 課税状況の累年比較  
(合計分)

年 分	人 員	取 得 財 産 価 額	納 付 税 額
	人	千円	千円
平 成 19 年 分	51,655	285,633,035	15,486,047
平 成 20 年 分	46,626	248,849,212	16,376,205
平 成 21 年 分	43,713	218,230,855	12,117,722
平 成 22 年 分	43,340	204,679,231	16,414,781
平 成 23 年 分	47,457	217,144,687	17,209,115

(暦年課税分及び相続時精算課税分)

年 分	暦 年 課 税 分		相 続 時 精 算 課 税 分	
	人 員	取 得 財 産 価 額	人 員	取 得 財 産 価 額
	人	千円	人	千円
平 成 19 年 分	39,611	123,439,458	12,256	162,193,577
平 成 20 年 分	36,499	120,848,456	10,346	128,000,756
平 成 21 年 分	35,283	111,828,733	8,695	106,402,120
平 成 22 年 分	37,416	124,806,950	6,125	79,872,280
平 成 23 年 分	41,911	141,636,474	5,749	75,508,212

## (3) 申告及び処理の状況

区 分		取得財産価額		納付税額	
		人 員	金 額	人 員	金 額
本 年 分	申 告 額	47,445	217,049,205	40,567	17,165,503
	修正申告による増差額	177	304,614	177	81,815
	更正による増差額	-	-	-	-
	更正等による減差額	56	△ 209,132	50	△ 38,204
	決 定 額	-	-	-	-
	計	実 47,457	217,144,687	実 40,520	17,209,115
過 年 分	申 告 額	2,393	8,919,740	2,371	1,355,892
	修正申告による増差額	390	1,123,560	394	335,350
	更正による増差額	8	14,993	7	449
	更正等による減差額	106	△ 326,734	105	△ 53,842
	決 定 額	13	348,755	13	140,509
	計	実 2,774	10,080,314	実 2,755	1,778,358
合 計	申 告 額	49,838	225,968,945	42,938	18,521,395
	修正申告による増差額	567	1,428,174	571	417,166
	更正による増差額	8	14,993	7	449
	更正等による減差額	162	△ 535,866	155	△ 92,046
	決 定 額	13	348,755	13	140,509
	計	実 50,231	227,225,000	実 43,275	18,987,473

調査対象等： 「本年分」は、平成23年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）について、平成24年6月30日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成22年以前分に贈与を受けた者について、平成23年7月1日から平成24年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。

## (4) 税務署別課税人員

税務署名	人員
	人
岐阜北	1,424
岐阜南	1,190
大垣	957
高山	317
多治見	731
関	501
中津川	213
<b>岐阜県計</b>	<b>5,333</b>
静岡	1,639
清水	572
浜松西	1,741
浜松東	898
沼津	1,126
熱海	208
三島	597
島田	366
富士	1,044
磐田	495
掛川	348
藤枝	569
下田	104
<b>静岡県計</b>	<b>9,707</b>

税務署名	人員
	人
千種	2,540
名古屋東	594
名古屋北	1,000
名古屋西	1,258
名古屋中村	601
名古屋中	559
昭和	3,752
熱田	2,033
中川	986
豊橋	2,195
岡崎	1,406
一宮	1,572
尾張瀬戸	722
半田	1,756
津島	948
刈谷	1,940
豊田	1,358
西尾	649
小牧	2,244
新城	122
<b>愛知県計</b>	<b>28,235</b>
津	751
四日市	1,020
伊勢	507
松阪	419
桑名	588
上野	313
鈴鹿	457
尾鷲	127
<b>三重県計</b>	<b>4,182</b>
<b>総計</b>	<b>47,457</b>

(注) この表は、「(1) 本年分の課税状況(本年分)」の「取得財産価額(本年分)」の人員を税務署別に示したものである。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
本 年 分	69	3,856	667	35,010	-	-
過 年 分	172	24,864	1,702	185,858	20	13,388
合 計	241	28,720	2,369	220,868	20	13,388

(注) 調査対象者等は、「(3)申告及び処理の状況」と同じである。

## 6 - 2 贈与財産価額階級別

### (1) 取得財産価額階級別状況（合計分）

取得財産価額階級	人 員	取 得 財 産 価 額	納 付 税 額
	人	千円	千円
150 万円以下	16,806	20,255,941	181,133
150 万円超	5,528	10,105,811	392,069
200 "	12,590	36,590,105	2,207,475
400 "	5,702	29,294,531	2,493,629
700 "	2,290	19,860,238	1,458,162
1,000 "	2,918	42,436,009	1,914,527
2,000 "	1,275	29,139,591	919,000
3,000 "	205	7,893,653	1,284,362
5,000 "	75	5,133,314	1,415,263
1 億円超	46	7,073,860	2,102,591
3 "	5	1,864,724	640,387
5 "	4	3,088,962	1,294,413
10 "	-	-	-
20 "	-	-	-
30 "	1	4,312,468	862,494
50 "	-	-	-
<b>合 計</b>	<b>47,445</b>	<b>217,049,205</b>	<b>17,165,503</b>

調査対象者等：平成23年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）について、平成24年6月30日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

### (2) 取得財産価額階級別状況（暦年課税分及び相続時精算課税分）

取得財産価額階級	暦 年 課 税 分		相 続 時 精 算 課 税 分	
	人 員	取 得 財 産 価 額	人 員	取 得 財 産 価 額
	人	千円	人	千円
150 万円以下	16,755	20,209,437	180	164,919
150 万円超	5,387	9,850,905	145	261,785
200 "	11,999	34,763,957	623	1,926,674
400 "	4,608	23,300,786	1,131	6,182,923
700 "	1,146	9,677,626	1,157	10,303,867
1,000 "	1,251	18,209,417	1,652	24,064,056
2,000 "	642	13,991,730	632	15,125,890
3,000 "	59	2,329,433	141	5,360,297
5,000 "	34	2,481,774	40	2,610,209
1 億円超	19	2,994,191	26	3,973,175
3 "	4	1,433,124	1	431,600
5 "	3	2,320,562	1	768,400
10 "	-	-	-	-
20 "	-	-	-	-
30 "	-	-	1	4,312,468
50 "	-	-	-	-
<b>合 計</b>	<b>41,907</b>	<b>141,562,943</b>	<b>5,730</b>	<b>75,486,262</b>

(注) 人員について、暦年課税分と相続時精算課税分に重複する者があるため、(2)の合計は(1)と一致しない。

### 6-3 贈与財産種類別

受贈人員、取得財産価額

取得財産等の種類		暦年課税分		相続時精算課税分	
		人員	取得財産価額 千円	人員	取得財産価額 千円
土  地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	238	639,992	92	579,084
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	330	843,597	86	533,616
	宅地（借地権を含む。）	9,380	42,521,015	2,549	26,427,160
	山林	287	499,488	89	264,214
	その他の土地	792	2,112,362	147	1,171,720
	計	<b>実</b> 10,707	<b>46,616,454</b>	<b>実</b> 2,741	<b>28,975,793</b>
家屋、構築物		3,047	7,763,615	1,263	3,646,938
事業 （農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	6	13,038	4	16,272
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	6	9,607	3	19,334
	売掛金	1	1,100	-	-
	その他の財産	79	171,047	4	18,718
	計	<b>実</b> 88	<b>194,792</b>	<b>実</b> 10	<b>54,325</b>
有価 証券	株式及び出資	9,595	32,186,199	292	12,305,823
	公債及び社債	38	93,201	21	433,506
	投資・貸付信託受益証券	46	114,115	13	109,740
	計	<b>実</b> 9,641	<b>32,393,514</b>	<b>実</b> 317	<b>12,849,069</b>
現金、預貯金等		18,526	42,654,386	2,435	27,765,897
家庭用財産		9	50,456	-	-
その他 の産	生命保険金等	693	4,381,837	59	710,269
	立木	20	11,340	5	9,600
	その他	2,491	7,496,548	126	1,474,373
	計	<b>実</b> 3,202	<b>11,889,725</b>	<b>実</b> 188	<b>2,194,241</b>
<b>合計</b>		<b>実</b> 41,907	<b>141,562,943</b>	<b>実</b> 5,730	<b>75,486,262</b>

調査対象者等：平成23年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）について、平成24年6月30日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

（注） 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。